

大規模な水害時における一時避難施設の利用に関する協定のご案内

1 目的

国土交通省関東地方整備局が公表した浸水想定区域図によると、3日間で500mmを超える大雨（200年に一度の確率で起こる大雨）が発生した場合、荒川が氾濫し、区内で5mを超える浸水となる可能性があります。そこで、このような大規模水害に対応するため、水害時に避難受入れが可能なマンションと協定を締結し、被害の拡大を防ぎます。

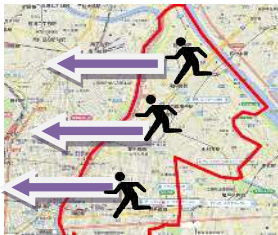
2 協定内容

- (1)大規模水害の発生が予測される場合、区から近隣住民の避難受入れ要請
- (2)洪水が差し迫った状況において、水害時避難場所（学校等）に避難できない状況にある方をマンション内に避難誘導（共用廊下等に一時避難）
- (3)収束後、区の責任において避難者の退去

3 水害時の避難方法

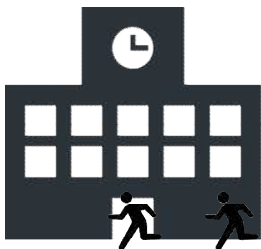
台風等による水害は、気象庁の発表等により事前の避難行動が可能となります。そのため、避難誘導を行う場合、以下のとおり行うことになります。

(1) 広域避難



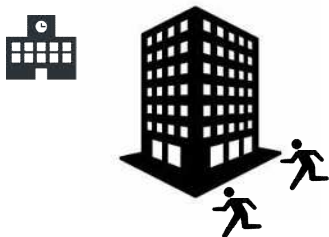
水害が発生した場合、水が引くまで長時間を要す可能性があります。そのため、区内で水害が発生すると予測される場合、区はあらゆる広報手段により、区外の安全な地域に予め避難するよう呼びかけを実施します。

(2) 水害時避難場所



上記による広域避難が困難な場合は、区が指定する水害時避難場所（区内小中学校等）に避難するよう呼びかけを実施します。

(3) マンション避難



荒川氾濫等により、水害時避難場所に避難することが時間的に困難な場合に、協定を締結したマンションに一時避難を実施します。

4 助成制度の活用について

水害協定を締結後、区から防災対策用資器材を交付します。（交付一覧は裏面のとおり）

5 問い合わせ先

墨田区都市計画部危機管理担当防災課

電話：03-5608-6206

交付する防災資器材一覧

防災資器材	ポイント
階段避難車	20
ゴムボート	15
ウォーターゲート	14
ガスボンベ式発電機	11
救出救助工具セット	10
エレベーターチェア	8
布担架	5
水のう袋(30枚入り)	3
トランジスタメガホン	2
おんぶ帯	2
LEDランタン(2個)	1
ヘルメット(3個)	1
ライフジャケット	1

上限20ポイントまで選択可能

水害協定の締結までの流れ

